

平成二十一年五月十一日提出
質問第三八三号

要介護認定見直しに係わる経過措置に関する質問主意書

提出者
山井和則

要介護認定見直しに係わる経過措置に関する質問主意書

一 四月一七日に厚生労働省はすでにサービスを利用してゐる人のみを対象に、要介護認定の更新時に旧・認定ランクと新・認定ランクのどちらかを選ぶことができるとの経過措置を局長通知した。この経過措置において、経過措置必要の有無などの希望調書を事前にとるのはなぜか。新しい認定結果が出てから希望を聞かない理由は何か。

二 経過措置の希望調書において、従来の要介護度を希望するケースにおいては、新たに認定調査を行い、介護認定審査会で審査するのは時間と労力の無駄ではないのか。

三 今回の経過措置の希望状況、つまり、何割程度が旧認定基準を希望しているか等は、いつどのように調査して厚生労働省は把握するのか、その状況はいつ明らかになるのか。

四 三の現状の希望状況について、厚生労働省が把握している市町村の状況をお教え願いたい。

五 もし三の状況を把握していないのであれば、東京都千代田区と東京都足立区の二つだけでもお教え願いたい。

六 市町村は、旧認定基準を希望した方々の割合を把握しているのか。四月分の希望状況を市町村や厚生労働省に報告しているのか。

働省が把握するのはそれぞれいつ頃か。どのような形で市町村から都道府県に、都道府県から厚生労働省に報告が上がって来るのか。

右質問する。